

志布志市多目的イベント広場条例

(設置)

第1条 新たな憩い及び集いの場を整備することにより、市民のふれあい交流の促進及びにぎわいの創出を図り、もって豊かな市民生活及び魅力ある地域社会の実現に寄与するため、志布志市多目的イベント広場（以下「広場」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
多目的イベント広場	志布志市志布志町志布志二丁目28番28号

(指定管理者による管理)

第3条 広場の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 広場の利用の許可に関する業務
- (2) 広場の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、広場の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

(利用時間)

第5条 広場の利用時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(休業日)

第6条 広場の休業日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、休業日も利用させることができる。

(利用の許可)

第7条 広場を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 指定管理者は、利用の許可をする場合においては、条件を付することができる。
- 3 指定管理者は、広場の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しないものとする。
 - (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

- (2) 広場の施設又は設備を毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が広場の管理上適当でないと認めるとき。

(利用の制限)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又はその許可の条件を変更し、若しくはその許可に係る利用の停止を命ずることができる。

- (1) 広場を利用する者（以下「利用者」という。）が許可を受けた利用の目的又は許可の条件に違反したとき。
- (2) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (3) 利用者が許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が広場の管理上特に必要があると認めるとき。

2 前項の規定により許可を取り消し、又は許可の条件を変更し、若しくは許可に係る利用の停止を命じた場合において、利用者に損害が生じても、指定管理者は、その賠償の責めを負わない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第9条 利用者は、広場の利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復義務)

第10条 利用者は、その利用が終わったとき、又は第8条第1項の規定により許可を取り消され、若しくは許可に係る利用の停止を命ぜられたときは、その利用した施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(利用料金の納入)

第11条 利用者は、別表に定める利用料金を納入しなければならない。

- 2 利用料金は、前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認める場合は、この限りでない。
- 3 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の収入)

第12条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させる。

(利用料金の減免)

第13条 指定管理者は、公益上特に必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第14条 既に納入された利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰さない理由により広場を利用できないときは、利用料金を還付することができる。

(損害賠償義務)

第15条 利用者は、故意又は過失により広場の施設又は設備を毀損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、広場の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第7条第1項の規定に基づく許可を受けないで利用した者
- (2) 第7条第2項の規定に基づく許可の条件（第8条第1項の規定に基づき変更されたものを含む。）に違反して利用した者
- (3) 第8条第1項の規定に基づく利用の停止の命令に違反した者
- (4) 第9条及び第10条の規定に違反した者

別表（第11条関係）

次に掲げる行為のため広場を利用する場合の利用料金

行為の種類	単位	金額
行商、募金その他これらに類する行為をすること。	1平方メートル 1日	210円
業として写真又は映画を撮影すること及び興行を行うこと。	1平方メートル 1日	52円
競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため広場の全部又は一部を独占して利用すること。	1平方メートル 1日	5円

備考

- 1 利用の面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数を1平方メートルとして計算する。
- 2 利用の期間に1日未満の端数があるときは、その端数を1日として計算する。